

障害児通所支援事業重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを文書により説明するものです。

1. 事業者

事業者名称	一般社団法人 子育て園ぽかぽか
法人所在地	兵庫県西宮市瓦林町6-14
代表者氏名	代表理事 佐藤知子
電話番号	0798-20-4057
FAX番号	0798-20-4057
認許年月日	平成25年2月18日

2. 事業所の概要

種類	多機能型障害児通所施設（平成25年6月1日） ①児童発達支援事業（未就学児） ②放課後等デイサービス（主たる対象中学生まで） ③保育所等訪問支援
目的	①利用者が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、適切な支援を行う。 ②自立へ向けた生活能力向上のための支援とともに、地域生活との交流、余暇の充実、放課後等の居場所作りを行う。 ③利用者の通う学校や保育所などを訪問し、その職員などに対し、利用者が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。
名称	児童発達支援 西宮 たんぽぽ
管理者名	和田 雄介
児童発達支援管理責任者	和田 雄介 神長 純子
所在地	兵庫県西宮市瓦林町6-16（児童発達支援・保育所等訪問支援事業） 兵庫県西宮市瓦林町1-10（放課後等デイサービス）
主たる対象者	知的障害児、発達障害児
基本理念	共に生きる ①誰もが必要とされ、認められて生きる場 ②発育の困難さや個性を理解し 共に生きる場 ③こどもを中心に世代を超えて 集う場
運営方針	利用者の身体、精神の状況やその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に働きかけを行います。

	実施に当たっては地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の障がい福祉サービス事業者との密接な連携に努めます。
電話番号・FAX番号	0798-77-4913 (児童発達支援) 0798-21-0592 (放課後等デイサービス)
開設年月日	平成25年6月1日

3. 職員の体制

職種	人数	区分	指定基準	勤務時間
管理者	1人	常勤	1人	日勤(9:30-18:30)
児童発達支援管理責任者	2人	常勤	2人	日勤(8:30-17:30, 9:30~18:30)
児童指導員 (未就学児)	4人	常勤・非常勤	2人	日勤(8:30-17:30)
(就学児)	4人	常勤・非常勤	2人	日勤(9:30-18:30)

4. 営業時間と利用定員

営業日	月火水木金土 (ただし国民の祝日及び年末年始を除く)
サービス提供時間	○児童発達支援事業 9:00~16:45 土曜日・幼稚園が休みの期間(長期休暇等) 9:00~16:00 ○放課後等デイサービス 15:00~18:00 土曜日・学校が休みの期間(長期休暇等) 10:00~16:00 ○保育所等訪問事業 9:30~17:30
利用定員	10人 (幼児10人、学童10人)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

(1) 利用料金

①児童発達支援給付費から給付されるサービスと利用料金

種類	内容
日常生活における基本動作の訓練	生活習慣訓練のほか、活動を行うときに必要な介助や支援を、利用者の心身の状況に応じて行います。
集団生活への適応訓練	利用者の心身の状況に応じた課題、コミュニケーション獲得のための課題などを設定し支援します。
相談および援助	利用者の家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、連携を図ります。
その他	創造的活動、レクリエーションを行います。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。

*但し満3才到達後はじめての4月1日から小学校就学までの利用サービスについては、利用者負担額は発生しません。

②利用者負担額以外に別途加算金額が必要な場合

- ・児童発達支援
 - 教材費… 1日 100円
 - 食事提供時… 平日 350円 土曜日 200円
 - その他プログラム実施で要した実費
(にじみ絵 200円、造形あそび 100円、食育 350円)
- ・放課後等デイサービス
 - 教材費… 1日 100～200円 (プログラムによる)
 - おやつ費… 1回 100円 (手作りおやつ時 150円)
 - 土曜療育費 (プログラムに応じて)
 - その他プログラム実施で要した実費
- ・利用者の事情により必要となるし好品などの実費
- ・コピー代 (白黒コピー 1枚につき 10円、カラーコピー 1枚につき 20円)

(2) 利用料金の支払い方法

原則として、上記利用料金の支払いは、1か月毎に計算し、翌月20日までに請求します。利用者は請求を受けた月の末日を支払期限とし、お支払いいただきます。お支払方法はお手持ちのゆうちょ銀行口座からの自動払い込み、もしくは事業者が指定する郵便貯金口座への振り込みによる方法でお支払頂きます。償還払いを希望される方は事業所にお申し出下さい。

郵便口座 (ゆうちょ銀行 一般社団法人 子育て園ぼかぼか 記号 14390 番号 84907761

※他銀行から振込み場合 店番 438 口座 8490776)

(3) 利用の中止、変更について

- (a) 利用者の都合によりサービスの利用を中止した場合、児童福祉法の欠席時対応加算の請求をさせていただきます。(月4回まで 1回 100円程度) 但し、利用予定日の3日前(事業所営業日の中2日前)までに連絡頂いた場合、加算はしません。尚、障害児通所給付費の自己負担に含まれるものであり、利用者負担の上限を超えての請求は致しません。
- (b) 以下の事由に該当する場合は利用時間中でもサービスを中止させていただくことがあります。
 - ①利用中に体調が悪くなった場合
 - ②自己または他の利用者の生命、健康に影響を与える行為があった場合
 上記の場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- (c) 利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを医師が判断した場合にはサービスはご利用できません。

6. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 児童発達支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向に配慮

しながら「児童発達支援計画」を作成します。作成した「児童発達支援計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障害児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 児童発達支援計画の変更等

「児童発達支援計画」は、障害児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

7. 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(2) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	神長 純子
-------------	-------

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底しています。

8. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9. 事故発生時の対応方法について

- ・ 障害児に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、西宮市、支給決定を行った市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ また、障害児に対する児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・ 西宮市の連絡先

担 当 部 ・ 課 名	西宮市役所 生活支援部 生活支援課
電 話 番 号	0798-35-3923

10. 意見・要望・苦情の申し立て先

苦情相談担当窓口	受付担当者：管理者 和田 雄介 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 電話番号：0798-77-4913 解決責任者：代表理事 佐藤知子 第三者委員：天野法律事務所 天野陽子弁護士
その他	各市町村福祉係窓口：西宮市生活支援課 電話番号：0798-35-3923 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会 電話番号：078-242-6868

7. 協力医療機関

協力医療機関は治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし優先的な診療・治療を保証するものではありません。

医療機関	きむら内科・内視鏡クリニック
所在地	西宮市瓦林町1-2 1KBクリニックビル1階
電話番号	(0798) 67-8881

8. 非常時災害時の対策

非常時の対応	非常災害に対する具体的計画を立てると共に、非常災害に備えるため、定期的な防災訓練等を行います。
防災訓練	年4回防災教育及び訓練を実施しますのでご協力下さい。
防災設備	消火器具、煙探知機を設置しています。

11. 第三者評価評価の実施状況

- ①実施年月日 2022年11月25日
- ②評価機関 はりま総合福祉評価センター
- ③結果の開示状況 HPにて公開

12. 重要事項の説明確認

当一般社団法人子育て園ぽかぽかは、_____様に対する障害児通所支援事業にあたり、上記のとおり重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

事業所 住所 兵庫県西宮市瓦林町6-16 (児童発達支援・保育所等訪問支援事業)
兵庫県西宮市瓦林町1-10 (放課後等デイサービス)
名称 児童発達支援 西宮 たんぽぽ
説明者 氏名 印

私は本書面にもとづいて、西宮 たんぽぽの職員_____から上記のとおり重要事項について説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 氏名
扶養義務者 住所
氏名 印
続柄